

パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀市建築物における
木材の利用の促進に関する方針について

意見募集期間

令和5年（2023年）

7月11日（火）～8月1日（火）

お問い合わせ先：都市部建築計画課

電話 046-822-8420（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめるため、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

令和3年10月、脱炭素社会の実現に資すること等を目的として「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年制定）」が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正されました。

この改正により、「地球温暖化防止のため、CO₂吸収作用の保全やCO₂排出の抑制が図られるべく、建築物における木材利用を促進すること」が新たな法の基本理念とされ、対象建築物が、公共建築物から民間建築物を含む建築物全般へと拡大されました。

これを踏まえ、脱炭素社会の実現に向け、市内建築物への木材利用が促進されるよう、市の方針を策定します。

このたびのパブリック・コメント手続は、法の規定に基づき新たに策定する次の方針案に対してご意見を伺うものです。

《制定する方針》

横須賀市建築物における木材の利用の促進に関する方針【新規】

【目次】

- ◆ 横須賀市建築物における木材の利用の促進に関する方針案 …………… 2
- ◆ 意見の提出方法 …………… 4

◆横須賀市建築物における木材の利用の促進に関する方針（案）

（趣旨）

第1 木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないなどの特性を有している。このような特性を持つ木材の利用を促進することは、健康で温もりのある快適な生活空間の形成や循環型社会の形成に貢献するだけでなく、脱炭素社会の実現にも資するものとして大いに期待されている。

こうした中、令和3年10月に「公共建築物における木材利用の促進に関する法律」が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「木材利用促進法」という。）に改正され、取組の対象が公共建築物から建築物全体へと拡大された。

これらを踏まえ、木材利用促進法第12条第1項の規定に基づき、横須賀市内における建築物等の整備において木材利用の促進を図るためこの方針を定める。

（市内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項）

第2 市内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項は次のとおりとする。

（1）公共建築物の木材利用促進

市は、公共建築物の整備においては、木材を使用した方法を採用するよう努めるものとする。

（2）民間建築物の木材利用促進

市は、民間建築物における木材利用の促進にあたり、木材利用に関する情報提供や普及啓発等に取り組むものとする。

（3）国及び関係自治体との連携

市は、木材利用の促進を図るために必要な施策を実現するために、国、関係自治体と相互に連携を図るものとする。

（市が整備する公共建築物における木材の利用の目標）

第3 市が整備する公共建築物における木材利用の目標は次のとおりとする。

（1）木材の利用を促進すべき公共建築物

木材の利用を促進すべき公共建築物は、市内の公共建築物であり、広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設等）、保健・衛生施設（病院、診療所等）、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館、美術館等）、都市・住宅施設（公園施設、公営住宅等）の建築物のほか、行政施設（庁舎等）その他市が整備する建築物のことをいう。

（2）公共建築物の木造化の推進

市が整備する公共建築物については、建築基準法等の法令、建築物の設置基準等により木造化ができない場合、建築物の用途・安全性・維持管理等を考慮して木造化が困難と認められる場合、その他建築物の木造化が困難と認められる場合を除き、積極的に木造化を推進する。

(3) 木質化の推進

市が整備する公共建築物においては、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に内装等の木質化を推進する。

(4) 先進的な技術の普及等

市が整備する公共建築物においては、率先して先進的な技術の利用及び普及に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行う。

(5) 木製製品等の利用

公共建築物における木材の利用の促進にあたっては、建築材料、備品（机、椅子、書棚等）や消耗品（文具類等）等の各種製品の原材料としての木材の利用も併せて行う。

(6) 国産木材等の利用

木造化及び内装等の木質化にあたっては、原則として国産木材を利用するものとし、県産材の利用に努めるものとする。

（その他市内の建築物における木材の利用の促進に関する事項）

第4 その他市内の建築物における木材の利用の促進に関する事項は次のとおりとする。

(1) 国又は地方公共団体以外の者が整備する公共性の高い建築物における木材の利用

市は、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設、医療施設、運動施設、社会教育施設等について、第3に定める目標に準じて木造化・木質化されることを推進する。

※ 根拠法令（抜粋）

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

第12条

市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができる。

※ 施行日

令和5年10月1日（予定）

意見の提出方法

- 1 提出期間 令和5年（2023年）7月11日（火）から8月1日（火）まで
- 2 あて先 都市部建築計画課総務係
- 3 提出方法
 - 書式は特に定めておりません。
 - 住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。
 - （1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地
 - （2）（市内在学の場合）学校名・所在地
 - （3）（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項
 - （4）（当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項
 - 次のいずれの方法により提出してください。
 - （1）直接持ち込み
 - ・都市部建築計画課（横須賀市役所分館3階）
 - ・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
 - ・各行政センター
 - （2）郵送
 - 〒238-8550
 - 横須賀市小川町11番地
 - 横須賀市役所 都市部建築計画課
 - （3）ファクシミリ
 - 046-822-8537
 - （4）電子メール
 - pbd-cp@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。